

群馬地方最低賃金審議会

(整理番号0922)
本審議会 第466回

議事要旨
議事録
HP公開版

令和7年8月26日 公開

開催日時	令和7年8月26日（火）	12時45分～14時03分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会の報告について 2 群馬県最低賃金の改正決定について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局よりご報告申し上げます。 本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なさった委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	最初に、この前にありました専門部会の時間が長引きまして、委員の皆さま、申し訳ございませんでした。

	ただいまより、第 466 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。 これから先、着座にて失礼いたします。 議事に入る前に、本日の資料についてご説明いたします。 資料 1 は、すでにメールでお示ししてあります「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」でございます。 資料 2 は、日本共産党群馬県委員会委員長及び日本共産党群馬県議団の連名で提出されました「最低賃金大幅引き上げの実現に関する申し入れ」でございます。 資料 3 は、群馬弁護士会会長から提出されました「群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明」でございます。 資料 4 は、特定最低賃金の北関東 3 県の比較表でございます。 資料 5 は「労働分配率と最低賃金額の比較」でございます。 資料 6 は「1 事業従事者当たり付加価値額」でございます。 資料 5 及び 6 は、公益委員より依頼があり事務局で作成し、既に皆様にはメールにて送付してございます。 以上でございます。 では、議事進行につきましては、米本会長にお願いいたします。
会長	議題に入る前に、ただいまの、事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
会長	それでは、会議次第に従って審議いたします。 はじめに、議題の（１）群馬県最低賃金専門部会の報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	お手元に報告書の写しをお配りしております。朗読させていただきます。なお、公益見解の部分は省略させていただきます。 【群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書朗読】 以上でございます。
会長	ただいま、事務局から報告がございました。 専門部会は、7 月 31 日に第 1 回の会議を開催以降、労使それぞれの主張がなされ、公益を含めて合意をめざして審議を重ねてき

たところですが。

残念ながら全会一致に至りませんでしたでしたが、報告書のとおり専門部会で採決されたものです。

専門部会にいらっしゃらなかった委員もおりますので、私から、審議経過を報告します。

繰り返しになりますが、専門部会は、7月31日に第1回会議を開催以降、労使それぞれの主張がなされ、公益を含めまして、合意を目指して審議を重ねてきたところです。さきほど第4回の専門部会を開催し、熱心な審議が行われました。残念ながら、全会一致には至りませんでしたでしたが、報告書のとおり、今年度の最低賃金は、78円引き上げて、1時間1,063円ということが専門部会で採決されました。

専門部会にいらっしゃらなかった委員もいらっしゃいますので、私から審議経過を報告いたします。

まず、第3回専門部会において、労働者側より連合リビングウェイジ2024の群馬県1,100円を目指し、現行の985円に115円プラスを要求され、最終的には、目安の63円に40円プラスの1,088円を要求されました。

これに対しまして、使用者側は、第4表2のBランクの賃金上昇率2.9%を最低賃金に乗じた端数を切り上げ、現行の985円に29円プラスを提示されました。最終的には、目安の63円に26円マイナスの1,022円を提示したところで、金額検討のため持ち帰るとして、その会は閉会となりました。

さきほどの第4回専門部会におきましては、この続きといたしまして、労働者側は、近県格差を考慮されまして、目安額に20円プラスの1,068円を要求されました。

これに対し、使用者側は目安額から10円マイナスの1,038円が提示されました。

このあと、労働者側、使用者側共に、これ以上の歩み寄り難しいとのご発言がありまして、労働者側委員から公労、公使協議が提案されまして、使用者側委員もこれに賛同されましたため、公益として双方個別に協議いたしましたでしたが、引き上げ額は変わらず、労働者側より、公益見解に委ねるとの意見をいただいたことから、公益委員といたしまして、公益委員見解として、引き上げ額78円をご提案したというところです。

これにつきまして、最終的に、専門部会として採決を行いました。採決は専門部会の出席委員、本日は8名が出席していましたが、私は採決には加わりませんでしたので、7名での採決となりました。結果は賛成者が4名、反対者が3名ということで、賛成者が

	過半数を超えていることから、専門部会としては、公益提案である78円を審議会に報告することに至ったものでございます。 以上経過、要旨をご説明いたしました但、十分でないかもしれま せんので、労使の委員から、ご発言がありましたらお願いしたいと 思います。 はじめに、労働者側委員はいかがでしょうか。 委員、お願いします。
委員	はい。労側委員のです。 基本的な内容は、今、会長がおっしゃられたとおりでございま す。 今年の審議は、ここ数年来続く物価高、また社会情勢の著しい変 化の中で、昨年以上に難しい審議となりました。労使それぞれの立 場で、様々な視点での金額協議を進めてまいりましたが、合意には 至らず、公益委員の皆さまの見解を仰ぐ流れとなりました。 労働者側としましては、近隣県との額差是正にこだわり、主張を してきました。その結果、今年度については目安を大きく上回る過 去最高額での結審となりました。これにより、最賃近傍で働く方々 の生活改善に繋がったのではないかと考えております。この結果 については、真摯に受け止めております。 私からは以上です。
会長	ありがとうございました。 ほかの労働側委員はいかがでしょうか。
労働側委員	【特になし】
会長	特にございませんでしょうか。 それでは、使用者側委員はいかがでしょうか。 委員、お願いします。
委員	はい。使用者側委員のでございます。 私どもは、基本的には、物価高という状況の中で、最低賃金を上 げるということ自体を反対しているわけではございません。ただ、 急激な上昇というものが、企業経営上、非常にマイナスな影響を与 えていきますので、そこはバランスをもって考えていきたいと考 えております。 近隣県との格差ということを、労働者側はおっしゃりますけれ ども、最低賃金法の三原則にも、近隣県との格差というのはいりま

	せんし、例えば物価にしても、賃金にしても、支払能力にしても、その県の中で、例えば昨年と比べて今年はどうかということで、三原則は活かされるものであろうと、こんな風に考えております。 で、目安が 63 円という数字が出ました。これ、現行 985 円に対して 63 円、これ自体がもう既に 6.4%ということで、例えば賃上げにしても、物価上昇率にしても、6.4%は到達してないというのが現状であります。その辺から、私どもは、さらにプラス 15 というような、高額な、高額に高額を重ねた最低賃金の引き上げには、賛成しかねるということでございます。 以上です。
会長	ほかの使用者側委員はいかがでしょうか。
使側委員	【特になし】
会長	公益委員からございましたらお願いします。
公益委員	【特になし】
会長	それでは、専門部会からのご報告と、ただいまのご意見を受けまして、公労使それぞれ協議の必要があるようでしたら、それぞれ話し合いの時間をもうけますが、いかがでしょうか。 ■委員、お願いします。
■委員	あ、今回ですね、十分審議を尽くしたと思っておりますので、特に必要はないと考えております。
会長	ありがとうございます。 他にご意見ございますでしょうか。 使側委員、ございますでしょうか。
使側委員	【特になし】
会長	それでは進めたいと思います。 では、次の議題の（２）「群馬県最低賃金の改正決定」に入ります。 専門部会で出された結論は、全会一致ではありませんでしたので、本審議会でも改めて採決することになりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

各委員	【異議なし】
会長	それでは、専門部会から報告書が上がってきておりますので、この内容を「答申」の（案）として採決をとらせていただきます。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、この内容を「答申」とすることについて、会長以外の出席委員全員による採決をいたします。 これについて、賛成の方、挙手をお願いします。 【賛成者 挙手 7 名】 はい。ありがとうございました。 反対の方、挙手をお願いします。 【反対者 挙手 5 名】 ありがとうございました。 確認いたします。 私を除きました 12 名のうち、賛成の方は 7 名、反対の方は 5 名ということになります。 従いまして、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定によりまして、この内容で答申することと決議いたします。 それでは事務局からお願いします。
事務局	報告書の内容で決議いただきました。 これから答申文を用意いたしますので、少々お待ちいただきますよう、お願いいたします。
会長	それでは、ただいまから一時休会といたします。 【一時休会】
事務局	【事務局は答申文を作成】 【作成した答申文の写しを全員に配付】 【答申文（原本）を会長に渡す】

会長	それでは再開いたします。 事務局からお願いします。
事務局	答申文を読み上げさせていただきますので、お配りしました答申文の写しをご覧ください。なお、公益見解につきましては、省略させていただきます。 【答申文朗読】 以上でございます。
会長	ありがとうございました。 答申文は、これでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、これをもって答申いたします。 【会長から局長に答申文手交】
事務局	取材の方は順番に前の方にお進みください。 写真撮影のみをお願いします。 【写真撮影】
会長	答申が無事終わりました。 答申につきましては、各委員のご協力により、取りまとめができたところです。ありがとうございました。 行政側におかれては、引き続き企業の賃上げの環境整備などに取り組まれるようお願いいたします。 それでは、これで答申が終了しましたが、事務局から何かございますか。
事務局	ただいま答申をいただきありがとうございました。 答申いただきましたことに対しまして、労働局長から一言ご挨拶申し上げます。
労働局長	群馬労働局長の上野でございます。 ただいま米本会長から、令和7年度の群馬県最低賃金の改正に

	つきましてご答申をいただきました。7月14日に諮問させていただいた以降、委員の皆さまには、それぞれのお立場で、真摯にご審議いただいた結果、全会一致とはなりませんでした。地域経済の実情、また国の施策方針等を考慮した公益見解により、結審できましたこと、重ねて御礼申し上げます。 今後は、最低賃金改正額の決定並びに発効に向けた手続きを進めると共に、県内の労働者や事業主の皆さまをはじめとして、県員の皆さまへの周知をしっかりと行っていきたいと思っております。 一方で、企業によっては、原材料高騰によるコスト上昇分の価格転嫁がまだまだ不十分というような状況を聞いております。継続的に賃上げしやすい環境を整備する支援をさらに実施していきたいと考えております。 また、本日ご答申の際いただきました貴重なご意見につきましては、厚生労働省本省に報告し、皆さまのお声が反映されるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 本日はご答申をいただき、誠にありがとうございました。今後とも皆さまからのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。 それでは事務局より、今後の予定について説明をお願いします。
事務局	それでは今後の予定についてご説明いたします。 このあと、本日中に「異議申出」の公示を行います。異議は、「公示日」の翌日から起算しまして15日間受付けることになっており、締切日は9月10日（水）となります。 従いまして、異議申出があった場合は、異議に係る審議を9月11日（木）午前10時00分からの審議会で行っていただくことになります。 その後の事務手続きが順調に進めば、最短で官報公示は9月24日（水）、発効は令和8年3月1日（日）となります。 しかしながら、諸事情により、遅れることもございますので、ご了解の程、よろしくお願いいたします。 なお、官報公示に当たり、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。 その際には、会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこととしますので、併せて、ご了解をお願いいたします。

	以上でございます。
会長	はい。ありがとうございます。 ただいまの説明と、軽微な訂正の取扱いにつきましては、これでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、異議申出があった場合の審議は、9月11日（木）午前10時00分から開催される審議会で行うこととし、官報公示に当たっての軽微な訂正はそのようにいたします。
各委員	【異議なし】
会長	次に議題の（3）「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について」、事務局からお願いします。
事務局	それでは、これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。
会長	では、早速、必要性の有無について審議に入ります。 最初に申出をされました労働者側委員より、その理由・趣旨について、述べていただきたいと思います。 ■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	労働側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。 特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットの位置付けと認識しております。また、産業を牽引する役割を持っており、特定最賃の改正については、大変重要なものであると捉えております。 今年度も使用者側委員の皆さまにはご理解をいただきまして、引き続き改正の必要性ありのご判断をいただけますよう、よろしくお願いいたします。 以上です。
会長	はい。ありがとうございます。 労働者側委員から、付け加える意見がありましたらお願いします。

労側委員	【特になし】
会長	使用者側委員からはいかがでしょう。 委員、お願いします。
委員	使用者側委員の でございます。 特定最低賃金につきましては、毎年申し上げており、屋上屋を架すものであり、必要性を判断するのは非常に難しいものであるということでございます。特に昨今の地域別最低賃金の高額上昇を鑑みますと、すでに特定最賃そのものの意味が薄れてきているのではないかなと、このように考える次第であります。ただし、今回につきましては、すでに諮問というルートに乗っておりますので、改定の審議を前向きに受け止めたいと、こんな風に思っております。 以上です。
会長	ありがとうございます。 使用者側委員から、付け加える意見がありましたらお願いします。
使側委員	【特になし】
会長	そのほか、公・労・使の各委員の方で何かございますか。
各委員	【特になし】
会長	特定最低賃金の改正決定については、労使の合意を尊重したいと思います。 それでは、お諮りいたします。 「改正決定については必要性あり」ということで、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	では、特定最低賃金の4業種について、「改正決定の必要性有り」との答申とさせていただきます。 事務局お願いします。
事務局	答申文を用意させていただきますので、少々、お時間をいただき

	たいと思います。
会長	では、しばらくの間、休会とします。
	【休会】 【事務局は答申文を作成】
事務局	答申文の用意ができましたので、再開をお願いいたします。
会長	それでは再開いたします。 事務局、お願いします。
事務局	【答申文の案を全員に配付】
事務局	答申文の案を読み上げさせていただきます。 なお、「鉄鋼」のみ、答申文の全文を読み上げさせていただきます。その他の3業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。 それでは、鉄鋼製造業の答申文を読み上げさせていただきます。
	令和7年8月26日 群馬労働局長上野康博殿 群馬地方最低賃金審議会会長米本清 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） 当審議会は、令和7年8月26日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。 続きまして、標題のみ朗読させていただきます。 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。 続きまして、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。

	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。 以上でございます。
会長	ありがとうございます。 それでは、お諮りいたします。 ただいまの案のと通りの答申でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは局長に、答申文をお渡ししたいと思います。 【会長から局長に答申文手交】
事務局	【答申文の写しを全員に配付】
事務局	特定最低賃金４業種について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。ありがとうございました。 続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。
局長	【局長より会長へ諮問文手交】
会長	ただいま、局長に必要性についての答申文をお渡しし、局長から改正決定の諮問をお受けしました。 事務局から、諮問文の朗読をお願いします。 改正決定の諮問文の写をお配りいたします。
事務局	【諮問文の写しを全員に配布】
事務局	諮問文の写しをご覧ください。 なお、「鉄鋼」のみ、諮問文の全文を読み上げさせていただきます。その他の３業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。 【「鉄鋼」の諮問文、その他の３業種の標題を朗読】 以上でございます。

会長	それでは、特定最低賃金の審議について、事務局から説明願います。
事務局	群馬県最低賃金のご審議と同様に、3点についてご審議をお願いいたします。 1点目は、最低賃金法第25条第1項に基づく4業種の専門部会の設置についてでございます。 2点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会で全会一致になった場合は、審議会の決議とすることができることについてでございます。 3点目は、4業種の専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略させていただくことについてでございます。 以上、3点について、よろしくお願いいたします。
会長	ただいま、事務局から、1点目として、4つの特定最低賃金専門部会の設置について、2点目として、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、3点目として、各専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと専門部会委員の解任通知書を省略することについて、以上の3点につきまして、この取扱いを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	ほかに、事務局から何かございますか。
事務局	群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数についてでございますが、昨年と同様2回といたしまして、1回目の専門部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととし、本審は従来どおり10月下旬に予定したいと考えております。 1回目から各専門部会で審議を行うこととしまして、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規定、部会の運営及び金額の審議をお願いしたいところでございます。 この点につきまして審議をお願いいたします。
会長	事務局のご提案についてご意見を申し上げます。 労働者側は、いかがでしょうか。

労側委員	【特になし】
会長	使用者側は、いかがでしょうか。
使側委員	【特になし】
会長	それでは、事務局からのご提案どおり、群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数を2回とすることによろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	確認しますと、本年度の群馬県特定最低賃金専門部会は、1回目から各部会で審議を行うこととし、1回目の審議では、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規定、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととします。 本日予定された審議事項は以上ですが、他にご意見、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
会長	無いようですので、事務局より、他に説明がありますか。
事務局	特定最低賃金専門部会が設置されましたので、専門部会における労働者代表委員と使用者代表委員の候補者の推薦にかかる公示を行ったうえで任命させていただくこととなります。また、公益委員につきましては、改めて任命させていただくこととなります。 また、関係労使の意見聴取につきましても公示することといたしますのでご承知いただきますようお願い申し上げます。 以上でございます。
会長	それでは、これにて、第466回群馬地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。 ご審議大変お疲れさまでした。 ありがとうございました。